

すすすく消費者

島根県 平成22年度 第26号
消費者教育情報紙

■トピックス(P1)

・平成22年6月18日「改正貸金業法」が完全施行されました

■消費者教育情報コーナー(P2-P5)

・インターネットトラブル事例集
～インターネットショッピングをめぐるトラブルと不当請求～

■実践教育事例(P6-P9)

・島根県社会科教育研究会

■島根県金融広報委員会からのお知らせ(P10)

トピックス

平成22年6月18日

「改正貸金業法」が完全施行されました!

改正貸金業法が完全施行され、借入総額が年収の3分の1を超える場合、新しく借り入れができなくなる「総量規制」の導入やいわゆるグレーゾーン金利が撤廃されます。これにより多重債務の未然防止が期待される一方、ヤミ金への移行も懸念されています。

「返せない借金はしない」が基本です。やむを得ず借り入れをする場合であっても計画的にしましょう。

改正のポイント① 総量規制の導入

○消費者金融などの貸金業者からの借入残高が年収の3分の1を超えている者については、新規の貸付を停止（ただし、直ちに年収の3分の1までの返済を求めるものではありません）



(参考)

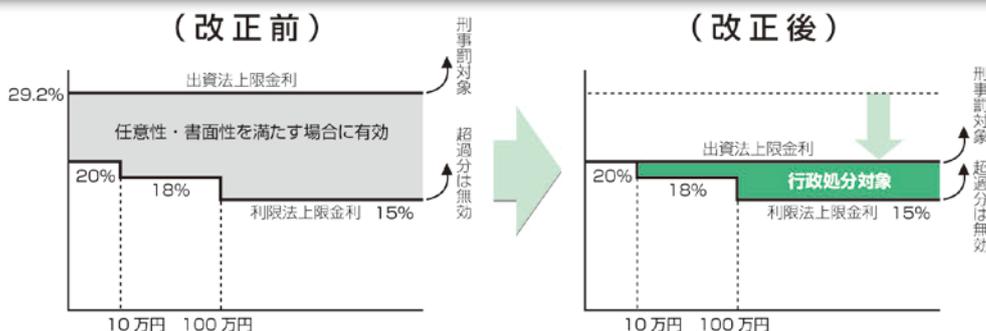
①総量規制は、貸金業者から行われる個人の借入に適用される

②借入残高が年収の3分の1を超えていても、以下の借入れは可能
・住宅ローン、自動車ローン
・有価証券担保貸付け、不動産担保貸付け 等

(注)・銀行など、貸金業者以外からの借入れは対象外
・企業の借入れは対象外

改正のポイント② 上限金利の引下げ

○出資法の上限金利（29.2%）を引き下げ、利息制限法の水準（借入金額に応じて15%～20%）を上限金利とすることで、利用者の金利負担を軽減します。



インターネットトラブル事例集

～インターネットショッピングをめぐるトラブルと不当請求～

【平成21年度総務省調査研究「子どもを取り巻くインターネットの現状に関する調査研究」より】

1 大人名義のクレジットカードの無断使用

インターネットではクレジットカード番号を使って簡単にショッピングができるため、子どもが保護者に無断でクレジットカードを利用して購入してしまうなどのトラブルが起きています。



小学5年生(男子)のAくんは、ある時、インターネットでゲームソフトや音楽などのコンテンツを購入できる「ポイント制度」があることを知りました。

新しいゲームソフトが欲しかったので、父親にお願いして、そのポイント制度を利用してゲームソフトを買ってもらいました。

後日、どうしてもまた新しいソフトが欲しかったので、以前登録した父親のクレジットカードの番号を無断で使って、ポイントを買ってしまいました。

また、残ったポイントを友だちにあげてしまいました。

その後、父親に無断でクレジットカードを使ったことを知られ、厳しく怒られました。

事例の解説と気をつけること

子どもが保護者名義のクレジットカードを不正利用した事例

【解説】

インターネット上の多くの取引では、クレジットカード番号と有効期限を入力すれば、簡単に商品を購入することができます。クレジットカードの会員規約には、盗難などは盗難保険などで支払いを免除する制度が定められていますが、家族が使用したときは認められない場合が多くあります。

また、カードの名義人にはカードの管理責任があり、保護者には子どもの監督責任があります。

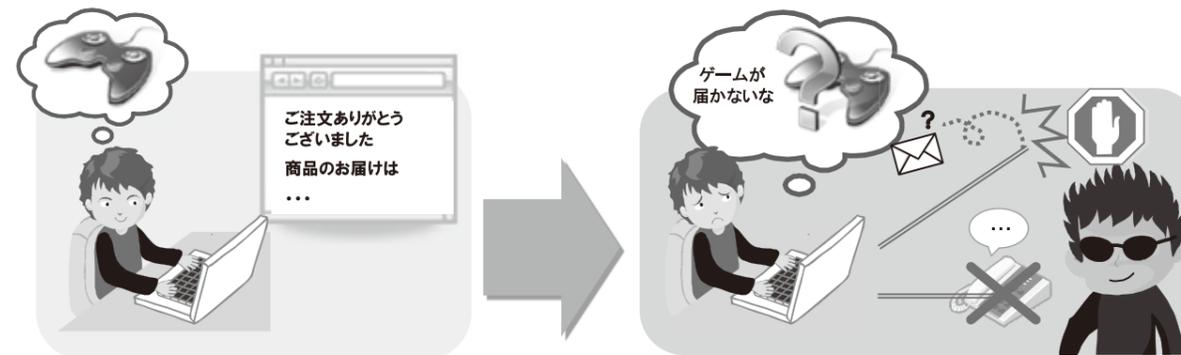
ソフトウェアやコンテンツを購入できるポイント制度やクレジットカードでの決済は、その手軽さから子どもたちはお金としての認識が薄いことがあります。現実のお金と同じ価値があります。

気をつけること

1. 子どもが商品を購入する際は保護者に必ず相談する、子どもだけでインターネットショッピングをしないなど、ショッピングに関する家庭のルールを子どもと話し合って決めましょう。
2. 保護者は、子どもが無断でクレジットカード情報を使用しないよう指導するとともに、クレジットカード情報の管理を徹底しましょう。
3. 子どもが使うパソコンや携帯電話には、アクセス制限サービス（フィルタリング機能）を活用し、子どもが安易にショッピングできないようにしましょう。
4. インターネットショッピングでクレジットカードやポイントで支払いをすることは、現実のショッピングで「お金」を支払うことと同じであることを理解させましょう。

2 インターネットショッピングでのトラブル

インターネット上のショッピングサイトの情報を信用して、お金を払ったにも関わらず、商品が送られてこないといった被害が起きています。



中学2年生(男子)のAくんは、友だちから、ゲームを通常よりも安い値段で購入できるサイトがあることを聞きました。

インターネットで見ると、評判が良いようでした。Aくんは、インターネットショッピングは初めてでしたが、そのサイトは値段も安く、お小遣いで足りる金額だったので、購入することにしました。

お金を振り込んだ後、商品を送送することでしたが、お金を払ったにもかかわらず、商品はなかなか送られてきませんでした。

Aくんは、そのサイトに何度かメールしても返事が返ってこないで、サイトに記載されていた番号に電話をしてみると、その番号は使われていない状態になっていました。

事例の解説と気をつけること

インターネットショッピングでの代金詐欺の事例

【解説】

インターネット上のトラブルの中でも、ショッピングでのトラブルは、詐欺/悪徳商法、名誉棄損/誹謗中傷に次いで多いものです。インターネットホットライン連絡協議会によると、平成21年は全体で725件のうち70件(9.7%)のショッピングトラブルに関する相談がありました。

(出典)平成21年月別メール相談項目別件数(平成21年1～12月:インターネットホットライン連絡協議会)

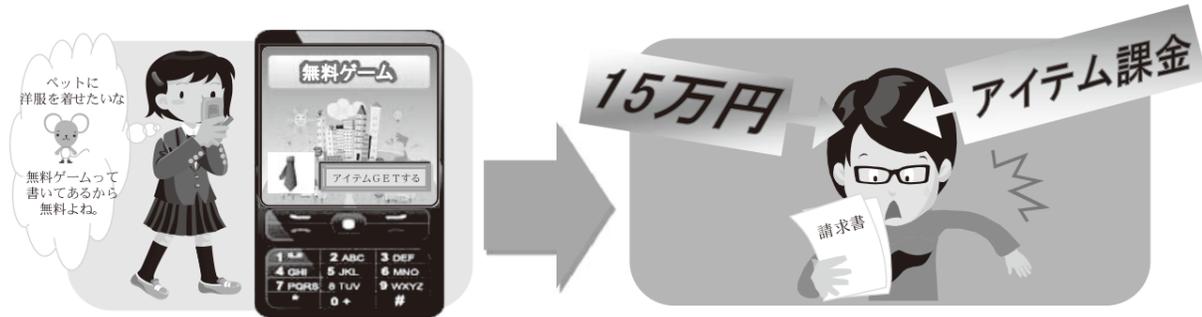
ショッピングサイトが信頼できるかどうかは、子どもはもちろん大人でも判断は難しく、インターネット上の情報だけに頼るのは危険です。

気をつけること

1. 子どもが商品を購入する際は保護者に必ず相談する、子どもだけでインターネットショッピングをしないなど、ショッピングに関する家庭のルールを子どもと話し合って決めましょう。
2. ショッピングサイトの指定口座、名前、メールアドレス、住所(私書箱)、固定電話番号を確認するようにしましょう。また、支払いは後払いが可能かどうかを確認するようにしましょう。
3. 申込をした証拠を残すため、申込時の確認画面や受付確認メールなどを保存するようにしましょう。
4. 子どもが使うパソコンや携帯電話には、アクセス制限サービス（フィルタリング機能）を活用し、子どもが安易にショッピングできないようにしましょう。
5. トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談するようにしましょう。

3 無料ゲームサイトでのトラブル

無料で利用できるオンラインゲームで遊んでいる間に、アイテムが有料であることに気づかず購入してしまったため、高額な請求をされてしまうトラブルが子どもの間で多く起こっています。



中学1年生(女子)のAさんは、母親と一緒に携帯電話からアクセスして、無料のオンラインゲームサイトで遊んでいました。

アイテムの購入は有料であることを知らずに、アイテムを何百個と購入してしまったために、15万円も請求されてしまいました。

後で、アイテムの購入については有料との記載があったことを知りましたが、登録するときには気がつきませんでした。

結局、アイテムの購入費を払わざるを得ないことになり、Aさんの家庭では、支払いに困りました。

事例の解説と気をつけること

オンラインゲームのすべてが無料と勘違いしてしまう事例

【解説】

携帯電話やパソコンから無料でアクセスできるオンラインゲームに人気があります。無料といっても、武器などのアイテムやアバター(ウェブ上のキャラクター)などを購入すると、高額になってしまふことがあります。

平成21年に全国の消費生活センターに寄せられたオンラインゲームに関する相談の約4割(273件)は、無料オンラインゲームでの高額請求に関する相談です。また、オンラインゲーム契約者の年齢が20歳未満の相談が110件あり、そのうち小学生が51件と半数近くを占めています。

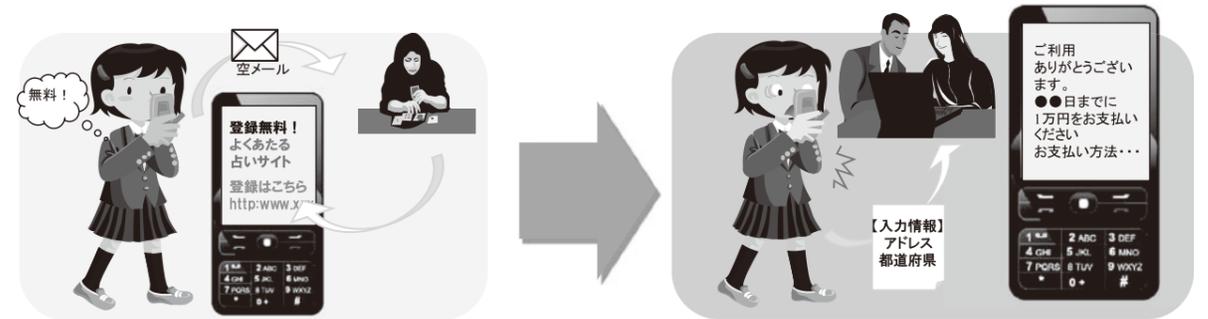
(出典) 相談件数(平成21年12月:国民生活センター)

気をつけること

1. 「無料」のオンラインゲームであっても、その多くは、一部有料のコンテンツやアイテムが含まれています。有料であることが分かりやすく表示されていない場合もあり、すべてが無料だと思い込んで購入しないようにしましょう。
2. 保護者は、ゲームサイトの内容や利用規約を把握し、有料のサービスが含まれていないか、どのような場合に料金が発生するかを、子どもと一緒に確認しましょう。
3. ゲームサイト等に登録するときは保護者に確認するなど、子どもと話し合って家庭のルールを作りましょう。
4. トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談するようにしましょう。

4 不当請求(ワンクリック請求など)

芸能情報サイト、無料占いサイト、ゲームサイト、アニメサイト、携帯小説サイト、アダルトサイトなどにアクセスしたり登録したりするだけで、高額な料金を請求される詐欺が増えています。



中学2年生(女子)のAさんは、携帯電話でインターネットを閲覧していたところ、「無料の占いサイト」にたどり着きました。

いくつか試したところで、「今なら無料で登録ができます。こちらにメールを送ってください」という画面が表示されました。

Aさんが空メールを送信したところ、すぐに返信メールが届き、登録画面のURLが表示されました。

「無料だから」と安心して、ニックネームや携帯電話のメールアドレス、都道府県等の情報を入力して会員登録をしました。

すると、無料のはずのサイトから「ご利用ありがとうございます。〇〇日までに1万円をお支払いください」というメールが届き、怖くなってしまいました。

事例の解説と気をつけること

サイトをクリックしたことにより不当に高額な金額を請求された事例

【解説】

従来のワンクリック請求は、無料と表示されたアダルトサイトから突然高額な請求がくるという事例が多かったのですが、最近は、アダルトとは関係のないサイト上での請求や、意図せずにアダルトサイトや出会い系サイトに接続されて請求を受ける事例が増えています。

平成21年度上半期で、全国の消費生活センター・国民生活センターに寄せられたワンクリック請求の相談は、1ヶ月で3,000件に上っています。

(出典) 手口が多様化・巧妙化しているワンクリック請求(平成21年12月:消費者庁)

気をつけること

1. アダルトサイト・出会い系サイトに興味本位でアクセスしてはいけません。占い、ゲーム、アニメ、携帯小説などのサイトからアダルトサイトにつながることもあります。また、送信者や内容に心当たりがないメールは、本文をクリックするとそれらのサイトにつながるがあるので注意しましょう。
2. 利用料金を請求されても、そもそも契約が成立していない場合が多いため、言われるままに支払わないようにしましょう(保護者が同意していない、子ども(未成年)の小遣いの範囲を超えた契約は取り消すことができます)。
3. 「ご登録ありがとうございます」などと表示されたりメールが届いたりしても、慌てて業者へ連絡を取るとは、相手に個人情報を知らせることになるので大変危険です。
4. トラブルにあった場合は、一人で悩まずに保護者や教師など周りの大人に相談するようにしましょう。

地球環境を守るための取組に学び、 自らの消費活動を見つめ直す児童の育成

～小学校6年生「世界の平和と日本の役割」の学習より～

指導者 益田市立吉田南小学校 中村 徹

1. はじめに

2009年12月、国連気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）がデンマークのコペンハーゲンで開催され、大きな話題となった。「地球温暖化」という言葉はテレビや新聞をはじめ様々なところで使われており、児童にもなじみのある言葉と言える。しかし本学級の児童（6年生）にとって、地球温暖化問題は決して切実性のある問題となっていなかった。

そこで、本実践では（1）地球温暖化の現状やこのままでは地球が危機的状況になること（2）国際連合を中心に、世界各国が協力して地球温暖化問題の解決を図っており、我が国も大きな役割を果たそうとしていることを学ぶ過程で、自らの消費活動を見つめ直し、自分で考えた行動計画を実行したり、周りに働きかけたりすることのできる児童の育成をねらいとした。

本実践を進めていく上で、島根県地球温暖化防止活動推進員である常國文江さんをアドバイザーとしてお迎えした。常國さんを6年教室にお招きし、授業の中でも直接児童に話していただきながら、消費者の立場から地球温暖化問題を自分の問題としてとらえることができるようにした。

2. 単元について

（1）小単元名 世界の平和と日本の役割～地球温暖化問題を通して～

（2）目標

- 地球温暖化の現状に関心を持ち、国際連合を中心とした地球温暖化防止の取組について進んで調べることができる。（関心・意欲・態度）
- 地球温暖化防止に取り組んでいる人たちの行動に学び、自分ができることは何かを考えることができる。（社会的な思考・判断）
- 適切な資料を活用して、地球温暖化問題について調べたり考えたことをわかりやすく表現したりすることができる。（資料活用の技能・表現）
- 地球温暖化が進行し、様々な問題を引き起こしている現状を知り、国際連合を中心として世界各国が協力して問題解決を図っていることを理解することができる。（知識・理解）

（3）指導計画（全6時間）

第1次 地球温暖化問題とは・・・2時間

- 地球温暖化の現状
- 国際連合を中心とした取組（京都議定書、COP15など）

第2次 地球温暖化防止のために今、できること・・・3時間

- 地球環境を守るための取組に学ぼう（常國さんをお迎えして）
- 今、自分ができることを考え、実践しよう

第3次 国際連合の働きと日本の役割・・・1時間

3. 授業記録

（1）第1次 地球温暖化問題とは

ここでは地球温暖化問題の現状やCOP15についてテレビ番組（NHK週間こどもニュース・海外ネッ

トワークなど）や新聞記事などを通して学んだ。番組や新聞記事からじっくりと学び、感想を交流することによって、これまで持っていた断片的な知識がかなり整理されたようであった。

（2）第2次 地球温暖化防止のために今、できること

常國さんは県地球温暖化防止活動推進員として、様々な活動に取り組んでおられる。たくさんの実物を使ったいい常國さんのお話に、児童は真剣に聞き入っていた。何よりも常國さんの「地球温暖化を防がねばならない。」という強い思いや願いがひしひしと伝わってくる語り口に、児童は引き込まれていた。常國さんの話を聞きながら「へえ、これもエコにつながるのか。」とか「これならできそう。」などといったつぶやきがたくさん児童から出されていた。授業が終わった後、常國さんの周りに集まって熱心に質問する姿も見られた。



授業「常國さんをお迎えして」の様子



授業で紹介されたもの

〔児童の感想〕

- ◆今日の授業を受けて、まずチャレンジしようと思ったのが、簡単な「エコバッグを使うこと」や「こまめに電気を消すこと」です。最初は簡単なものからやっていった方がいいと思います。それをどんどんやっていくとほんの少し生活が変化します。みんなが小さなことをすると大きくなっていきます。何よりも人によびかける前に自分からやりたいと考えています。
 - ◆常國さんから学んだグリーンコンシューマーに私もなれるように、まずはマイボトル・マイバッグを持っていたり、鉛筆やノート、ボールペン、マーカーペンなどを買う時にも、マークなども気にして買ったりしたいと思います。食品もできるだけ地元産、または国内産のものを選びたいです。そうすると農家の人の収入が安定し、農家の人が増え、日本の食料自給率が上がると思います。
- エコ活動は難しいことだと思っていたけど、ちょっとしたことでもエコになることが分かりました。今回の学習を心に残して、これからの生活にしっかりと生かしていきたいと思っています。

4. まとめ

現在起こっている社会問題は複雑な要素が絡み合っている。今回の地球温暖化問題も、ゴミ問題、食料自給率問題、森林問題など、これまで学習してきた社会科の内容が関連し合っていた。

今回の実践を通して、ねらいとしていた「自ら消費活動を見つめ直し、自分で考えた行動計画を実行したり周りに働きかけたりする児童の姿」を目にすることができるようになった。さらには、国際連合を中心とした地球温暖化問題解決に向けた動向に関心を持つようになったこと、自分たちの消費活動が企業をはじめ社会全体の地球温暖化問題への意識の高まりにつながっていくことに気付いたことも大きな成果であった。

今回の実践での学びが、一人一人の中でさらにひろがり、深まっていくことを強く願っている。

自ら情報を求め、適切に判断しようとする 自立した消費者の育成

指導者 安来市立伯太中学校 松浦 宏道

1. 単元名 わたしたちの生活と経済

2. 目標

- (1) 今日の経済活動に関する諸問題に着目し、生産と流通のしくみ、消費者の関係について関心を持って考えることができる。(関心・意欲・態度)
- (2) 生産・流通・消費のしくみを関連づけて考えることができる。(社会的な思考・判断)
- (3) 新聞等を参考に消費者を取り巻く問題点をまとめ、考えたことを発表することができる。(資料活用の技能・表現)
- (4) 生産・流通・消費のしくみを理解し、経済活動と生活との関わりについて説明できる。(知識・理解)

3. 指導計画 (5時間)

- ショップの経営者 (1時間)
- 消費と貯蓄 (1時間)
- 消費者の権利と保護 (1時間: 本時)
- 流通のしくみ (1時間)
- 生産のしくみ (1時間)

4. 本時の目標

- (1) 消費者の被害に対して、消費者の権利を守るために自ら冷静に判断し対応していこうとする意欲を育てる。(関心・意欲・態度)
- (2) 製品の欠陥や契約上のトラブルなどから、消費者は法によって守られていることがわかる。(知識・理解)

5. 授業記録 (S: 生徒の発言)

(1) 「おれおれ詐欺」や悪質商法とはどんなものだろう？

① 「おれおれ詐欺」の電話のやりとりを実際に生徒自身が演じ、感想を述べ合った。

S もし本当に電話があったら、あせってしまう。

S 振り込め詐欺を知っていても、びっくりして払ってしまうかもしれない。

② 冷静な判断をできなくする方法は、不安感の煽りやおどしの他にないか考える。その中で、もうけ話や甘い勧誘などの不安とは反対の手口を使う悪質商法を紹介し、経験したことのある生徒の体験を紹介する。

③ 悪意のある詐欺や甘い誘いに乗らないようにするためにはどうすればよいか考える。

S 疑ってみることが必要だと思います。

S だましのパターンを知っておくことも大切だと思います。

④ どんな手口があるのかとともに、どこに相談したらよいかも知っておくことが大切であることを補足し、島根県から発行されている「くらしのアドバイス」のパンフレットを見せて、手口や相談先が具体的に紹介されていることを説明する。また、詐欺や悪質商法は、どんどん手口を変えてしまっているため、日頃から、自分で情報を得るためTVのニュースや新聞を見ることが大切であることを確認する。



「おれおれ詐欺」を演じる生徒

(2) 売る人や会社に悪意はないけれども、普通に売っている商品を買って、被害を受けた場合はどうなるのだろうか？

① A社製TVの発火による火災をめぐる裁判について、火災の状況および、A社と被害を受けた側(建設会社)の双方の主張を資料で確認し、どちらの主張を支持するか話し合う。

<被害を受けた建設会社側を支持する生徒の意見>

S テレビを使っている時間が短い。8か月しかたっていないし、修理もしていない。

S 全国で他にも同様の火災が多く起こっているし、実際に被害を受けている。

S TVから煙が出ている。製品をつくる時のミスだ。

<テレビを製造したA社の方を支持する生徒の意見>

S テレビに欠陥があることを正確に証明できない。

S 安全検査で合格している。A社には責任がない。責任があるなら検査をした国にも責任がある。

S 裁判は証拠が必要。証拠は火事でなくなった。

② 裁判は、A社は441万円を建設会社に払いなさいという被害者側勝利の判決であったことを知らせた。

判決の理由が、テレビは絶対的な安全性が求められ、普

通に使っていて発火する危険性があるということが欠陥商品であり、危険性のあるものを作ったことは、A社の過失(ミス)が予想されるという、これまでの法律による判断ではなかった、今までになかった判決であったことを補足。

③ 欠陥商品を作らせない、被害を受けた人が困らないようにするにはどうすればよいか考える。

<作らせないために>

S 商品の検査やテストをしっかりとやる。

S 欠陥商品をマスコミで宣伝する。

S 欠陥があると思われる商品をみんなで買わないようにすればいい。

<被害者が困らないために>

S 法律を変える。

④ 消費者自らが動くことや、被害者を救い保護するために法律が改正されたことなど、教科書を使って次の点を説明。

○消費者自身が消費者団体をつくったり、商品テストを行うなどの消費者運動を起こしたこと。

○アメリカのケネディ大統領が「安全である権利」「知る権利」「選ぶ権利」「意見を反映させる権利」という4つの権利を宣言し、消費者はこれらの消費者主権を自覚する必要があること。

○欠陥がある製品で被害を受けた場合には、たとえ企業に過失(ミス)がなくても、被害者に賠償する義務を負わせる「製造物責任法(PL法)」が制定されたこと。



建設会社とA社とどちらを支持？

6. 生徒の感想

○おれおれ詐欺とかテレビで注意はしているけれど、実際にあんな早いテンポで言われたらあせるだろうなと思いました。また、いろんな手口を知って、あわてずに対処しようと思いました。

○自分の意見が言えて良かったです。私は建設会社の主張を書いたけど、裁判ではA社が勝つと思っていたので意外でした。

○支持したのはA社側だけれど、勝って欲しかったのは建設会社側で、勝利して良かったです。僕たちは法律によって守られているということが改めてわかりました。

○このような事件がきっかけで法律ができるなんてすごかったです。

7. まとめ

振り込め詐欺や架空請求など様々な悪質商法が社会問題となっており、生徒は、適切に判断・対応する必要性や、情報を自分から求めていくことの大切さを感じることができたようである。

また、実際の裁判事例を通じて自分なりに考えることで、消費者を守る観点から法的な整備がなされていることや、消費者が自立していくことの大切さについて関心をもつことができたと考えられる。

島根県金融広報委員会からのお知らせ

金融教育の現場から

当委員会では、子どもたちの「生きる力」を養うために、中立・公正な立場から金銭・金融教育の支援を行っています。

平成21・22年度金融教育研究校である奥出雲町立仁多中学校において、去る6月14日（月）、生活経済ジャーナリスト いちのせ かつみ氏による講演会「世界一おもしろいお金の授業 必要なモノと欲しいモノ？」を開催しました。

いちのせ氏のユーモアあふれる語り口に、参加した生徒や保護者、教員などは時折笑い声をあげながら、熱心に聞き入る姿が見られました。

<講演要旨>

身近にある「コンビニ」や「スーパーのチラシ」は、たくさんの人に買ってもらえるよう、売る側の知恵がいっぱいつまっています。例えば、「コンビニ」は、お客さんに色々な商品を買ってもらうために、お客さんが自然に店内を歩き回ってしまうような商品の陳列になっています。ですから必要性をよく考えずに買い物をすると無駄遣いしてしまうことになります。

「ケータイ」はとても便利ですが、過度に依存してしまうケースがよくあります。また、「ケータイ」利用の中で、使うとお金がかかる機能も多くあり、知らないで利用すると高額になることがありますし、有害なサイトにアクセスしトラブルに巻き込まれる場合もあります。通話料もパケット代も後払いですから「お金を借りる」行為であることを理解して、上手に使うようにしましょう。

悪徳業者にだまされないように、いらない時ははっきりと断ることや、クーリング・オフの制度を知っておくこと、困ったらすぐ相談することが大切です。

参加者からは「とても分かりやすい話だった」、「携帯電話は便利だけど、使い方を間違えると怖いということが分かった」などの感想が寄せられました。

金銭・金融教育に関する資料を無料で提供しています。

ワークシート付きで授業に役立つ「はじめての金融教育－ワークシート付き入門ガイドと実践事例集－」やシール付きおこづかい帳など、金融広報中央委員会が発行する金銭・金融教育に関する資料を無料で提供しています。当委員会事務局までご連絡下さい。

金銭・金融教育に関する授業などに講師を無料で派遣しています。

「お金やものの大切さ」、「金融経済に関すること」、「消費者トラブルに陥らないために」などのテーマを授業の1コマに取り入れてみませんか。

金融広報アドバイザーなどの講師が無料で学校等に伺います。
当委員会事務局までご連絡下さい。

<お問い合わせ先> 島根県金融広報委員会事務局
〒690-8553 松江市母衣町55-3 日本銀行松江支店内
TEL：0852-32-1509 FAX：0852-32-2042
<http://www3.boj.or.jp/matsue/kinkoui/kinkoui.html>



編集・発行／島根県・島根県教育委員会 平成22年8月発行

〒690-0887 松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階

島根県環境生活部環境生活総務課消費生活室

TEL(0852)22-5103 FAX(0852)32-5918

ホームページURL (<http://www.pref.shimane.lg.jp/shohiseikatsu/>)

本紙に対する御意見・御要望を
お寄せください



※環境にやさしい大豆インキを使用しています。

市販配合率100%再生紙を使用しています